

生駒市規則第 1 4 号

生駒市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市景観条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市景観条例施行規則（平成 2 2 年 1 2 月生駒市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(9) 塀、垣、柵、門柱又は門扉

別表中「生駒駅前北口再開発地区」を「生駒駅前北口再開発地区
宝山寺参道沿道地区」に改め、法

第 1 6 条第 1 項第 2 号に掲げる行為の部工作物の新設又は移転の項に次のように加える。

第 5 条第 3 項第 9 号に掲げる工作物に係るもの	自然景観区域 田園景観区域 市街地景観区域 広域幹線沿道地区 生駒駅前北口再開発地区	全ての規模
	宝山寺参道沿道地区	宝山寺参道に面しない側に設置される工作物 全ての規模

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。